

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	特別児童扶養手当支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茨城県知事は、特別児童扶養手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県知事

公表日

令和6年2月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当支給事務
②事務の概要	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障害を有する20歳未満の者を養護している父母又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給する。</p> <p>[特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・特別児童扶養手当証書に関する事務 ・未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・資料の提供等の求めに関する事務 ・届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・特別児童扶養手当の支給に関する事務
③システムの名称	特別児童扶養手当システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の46の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の9, 12, 15, 16, 19, 26, 30, 56の2, 57, 87, 110, 116及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条, 第13条の2, 第19条, 第30条, 第31条, 第44条, 第55条の3, 第59条の2及び第59条の3 ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の66の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	茨城県福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県福祉部障害福祉課 029-301-3368
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県福祉部障害福祉課 029-301-3368

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 かつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	時点修正
平成28年7月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 かつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月6日	I-5-② 所属長	障害福祉課長 高塚 和郎	障害福祉課長 松山 和規	事後	人事異動
平成29年7月6日	I-4-② 法令上の根拠	【提供側】 ・番号法第19条第7号 別表第二の16、19、26、30、56の2、57、87及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第30条、第31条及び第44条 ※別表第二の19、30及び116の項に係る主務省令は未制定	【提供側】 ・番号法第19条第7号 別表第二の16、19、26、30、56の2、57、87、110、116及び119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第13条の2、第19条、第30条、第31条、第44条、第55条の3、第59条の2及び第59条の3 ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定	事後	主務省令の改正
平成29年7月6日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 かつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月6日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 かつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	時点修正
平成30年7月6日	I-5-② 所属長	障害福祉課長 松山 和規	障害福祉課長	事後	様式変更
平成30年7月6日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 かつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	時点修正
平成30年7月6日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 かつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月25日	I-4-② 法令上の根拠	【提供側】 ・番号法第19条第7号 別表第二の16、19、26、30、56の2、57、87、110、116及び119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第13条の2、第19条、第30条、第31条、第44条、第55条の3、第59条の2及び第59条の3 ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 【照会側】 ・番号法第19条第7号 別表第二の66の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条	【提供側】 ・番号法第19条第7号 別表第二の9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、110、116及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条の2、第19条、第30条、第31条、第44条、第55条の3、第59条の2及び第59条の3 ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 【照会側】 ・番号法第19条第7号 別表第二の66の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び	事後	主務省令の改正
令和1年6月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 かつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 かつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	時点修正
令和2年7月7日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 かつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	時点修正
令和2年7月7日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 かつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月14日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 かつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月14日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 かつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	時点修正
令和4年8月16日	評価書番号	10	13	事後	時点修正
令和4年10月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 かつ時点の計数か	令和3年6月1日	令和4年6月1日	事後	時点修正
令和4年10月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 かつ時点の計数か	令和3年6月1日	令和4年6月1日	事後	時点修正
令和4年10月28日	評価実施機関における担当部署	茨城県保健福祉部障害福祉課	茨城県福祉部障害福祉課	事後	時点修正
令和6年2月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供側】 ・番号法第19条第7号 別表第二の9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、110、116及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条の2、第19条、第30条、第31条、第44条、第55条の3、第59条の2及び第59条の3 ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 【照会側】 ・番号法第19条第7号 別表第二の66の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び	【提供側】 ・番号法第19条第8号 別表第二の9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、110、116及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条の2、第19条、第30条、第31条、第44条、第55条の3、第59条の2及び第59条の3 ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 【照会側】 ・番号法第19条第8号 別表第二の66の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び	事後	番号法改正
令和6年2月5日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部障害福祉課 029-301-3368	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県福祉部障害福祉課 029-301-3368	事後	組織名称変更
令和6年2月5日	I 関連情報 8. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ 連絡先	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部障害福祉課 029-301-3368	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県福祉部障害福祉課 029-301-3368	事後	組織名称変更
令和6年2月5日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 かつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	時点修正
令和6年2月5日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 かつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	時点修正
令和6年2月5日	評価書番号	13	10	事後	時点修正